

〔研究論文〕

## 米国最高裁ローパー対サイモンズ判決における国際人権法の影響

齊藤 功高

〔Article〕

The Influence of International Human Rights Law in *Roper v. Simmons*

Yoshitaka SAITO

## Abstract

In *Roper v. Simmons*, the United States Supreme Court held that the imposition of the death penalty on those who were under the age of eighteen when their crimes were committed constitutes cruel and unusual punishment forbidden by the Eighth Amendment. This decision was an historic event because the supreme court could account for the national consensus that did not exist when *Stanford Case* was decided and gave substantial consideration to international opinions.

When the Majority interpreted the Eighth Amendment, they used two Human Rights treaties, namely, the Convention on the Rights of the Child and International Covenant on Civil and Political Rights as a means of the interpretation of Constitution. The former isn't ratified by the United States, and the latter is ratified but its Article 6 is reserved by the United States. It was very shocked that the Supreme Court used these treaties and the clauses which weren't admitted formally by the United States and decided that the execution to the juvenile who committed the murder was forbidden by the Eighth Amendment.

This paper will examine the influence of International Human rights treaties into the Supreme Court through opinions of justices and briefs of *Amici Curiae*.

## はじめに

ローパー対サイモンズ判決<sup>[1]</sup>は、米国連邦最高裁判所が国際人権条約を援用して判決を下した歴史的な出来事になった<sup>[2]</sup>。

1988年、連邦最高裁判所はトンプソン対オクラホマ事件<sup>[3]</sup>で、修正第8条は16歳未満の者が行った犯罪に対し死刑を執行することを禁じている<sup>[4]</sup>と判示したが、未成年と成人との境界を18歳未満とすることはなかった。その1年後の1989年、スタンフォード対ケンタッキー事件<sup>[5]</sup>で、裁判所は

---

[1] *Roper v. Simmons*, 543 U.S. 551

[2] Robert E. Shepherd, Jr., *What Next After Roper? The World Watches: Part I*, 21- SPG Crim. Just. 40, Spring, 2006, at 40

[3] *Thompson v. Oklahoma*, 487 U.S. 815

[4] *Thompson*, at 838

[5] *Stanford v. Kentucky*, 492 U.S. 361

再び未成年の死刑問題に直面したが、16歳と17歳の未成年に対する死刑は「残酷で異常な刑罰」に当たらない<sup>[6]</sup>として、死刑禁止の年齢を16歳未満と再確認した。

ところが2005年になって、スタンフォード判決を変更して、18歳未満の未成年に対する死刑は「残酷で異常な刑罰」に当たるとする画期的なローパー判決が出た<sup>[7]</sup>。同判決で注目されるのは、修正第8条の「残酷で異常な刑罰」の解釈に国際人権法が用いられたことである。

ローパー判決当時、米国国内では20州が18歳未満の者への死刑を禁止しておらず、米国は国際社会で唯一18歳未満の未成年に死刑を執行する国になっていた。そのため、米国の未成年に対する死刑制度は、国際社会ではコンセンサスになっていた18歳未満の者への死刑禁止とは乖離した状態になっていた。

法廷の友（Amicus Curiae）はその上訴書面で、18歳未満の者への死刑は慣習国際法あるいはユス・コーゲンスに違反するという意見を述べたが、このような法廷の友の意見を最高裁判所が受け入れて直接適用するのか、それとも、憲法解釈の手段として利用するのか、あるいは、それを受け入れずあくまで米国国内の基準のみに従って判断を下すのか、注目された。結局、連邦最高裁判所は、国際人権法を憲法解釈の手段として援用し、慣習国際法やユス・コーゲンスとは認定しなかった。

ローパー判決で援用された国際人権法、とりわけ、子どもの権利条約と市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、自由権規約）は米国が連邦憲法との整合性を図る上で、未批准あるいは批准はしたが当該条項を留保している条約であった。しかし、連邦最高裁判所が、それらの条約を憲法解釈の手段として用いて判決を下したことは今後の米国憲法の解釈に国際人権条約という新たな手段を加えたことになり、その意義は大きい。

本論文では、人権条約をほとんど批准していない米国の現状において、連邦最高裁判所がローパー判決において人権条約をどのような理由で憲法解釈の手段として用いたのか、さらに一歩進んで、人権条約あるいは一定の条項が国際コンセンサスを形成していることが証明された場合、慣習国際法あるいはユス・コーゲンスとして判決に直接適用される可能性はあるのか、ローパー事件の判決と法廷の友の上訴書面を通して、その可能性を探るものである。

## 1. ローパー判決以前の連邦最高裁判所判決と国際人権法

修正第8条には、「過大な額の保釈金を要求し、または過重な罰金を科してはならない。また残酷で異常な刑罰を科してはならない。」（Excessive bail shall not be required, nor excessive fines imposed, nor cruel and unusual punishments inflicted）<sup>[8]</sup>と規定している。この条項は1688年のイギリス権利宣言に端を発したものであるが<sup>[9]</sup>、この条項の「残酷で異常な刑罰」とは何を指すかが、米国裁判所において常に問題になってきた。憲法創案者たちは、その内容の具体的な定義はせず、それを将来の裁判所に任せた<sup>[10]</sup>。

すでに、ウィームズ対米国事件で、裁判所は、何が「残酷で異常な刑罰」にあたるかについては、時代遅れの考えに固執すべきではないと判示して<sup>[11]</sup>、「その時代の行為基準」（evolving standards of

[6] Stanford, at 380

[7] Roper, at 578

[8] U.S. Const. Amend. VIII

[9] Trop v. Dulles, 356 U.S. 86, at 100

[10] Thompson, at 821

[11] Weems v. United States, 217 U.S. at 378

decency) に合致するように「残酷で異常な刑罰」の範囲を決めることを示唆していた。

「その時代の行為基準」を判断する場合、客観的証拠として一定の国内のコンセンサス (national consensus) が形成されているかが問題となる。国内のコンセンサスを決定する場合、立法意思と陪審員の見解のみで判断するのか、それとも、国際社会や他国の法状況をも判断材料とするのか、両者の考えが対立している。

国内のコンセンサスを重視する裁判官はアメリカ国内社会における客観的行為基準として立法意思と陪審員の動向のみで判断する<sup>[12]</sup>。他方、国際社会の意思をも重要視する裁判官は国際社会のコンセンサスをもその判断の材料にする<sup>[13]</sup>。

過去の判例はその狭間で揺れており、その傾向は多くの裁判が5対4という僅差で決まっていることから伺われる。

### (1) トロップ判決における行為基準としての国際人権法

1958年のトロップ事件とは、戦時の脱走に対する刑罰として被告の米国市民権を剥奪することが、修正第8条の「残酷で異常な刑罰」に当たるかどうか争われた事件である<sup>[14]</sup>。

裁判所は、「残酷で異常な」という用語の基本的な性格は北米の伝統的な刑事裁判 (criminal justice) 制度の考えから由来しており、それは1688年のイギリス権利宣言から直接的には取られたものである、また、それはマグナカルタまでさかのぼることができる<sup>[15]</sup>と判示した。その上で、州は処罰する権限を持っているが、修正第8条によってその権限は常識的な基準 (civilized standards) の限度内で行使されるべきである<sup>[16]</sup>と裁判所は述べた。

そして、裁判所は、修正第8条の用語は厳格ではないし、その範囲も固定的ではないと述べ、修正第8条の用語は「成熟している社会の進歩を示すその時代の行為基準から意味を導かなければならない」(The amendment must draw its meaning from the evolving standards of decency that mark the progress of maturing society.)<sup>[17]</sup>と判示した。

裁判所は、その時代の行為基準を分析する場合には、必ずしも米国国内の行為概念からのみ由来するのではなく、同様に外国の法源もそこに含まれるとして、国籍剥奪は犯罪の処罰として科されるべきではないというのが世界の文明化された諸国のほぼ一致した見解であると述べ、国際社会の84カ国の中で2カ国<sup>[18]</sup>だけが脱走の罪として国籍剥奪を科しているという証拠を示し、無国籍状態は修正第8条に違反している<sup>[19]</sup>と結論した。

反対意見でも、その時代の行為基準に外国の法源を援用するという共通の認識のもとで、フィリピン国内法を引用して反論している<sup>[20]</sup>。

従って、トロップ判決では、国内のコンセンサスを決定する行為基準として外国の法源を援用する

[12] Stephen Arvin, *Roper v. Simmons and International Law*, 83 Denv.U.L.Rev.209, at226

[13] *Id.*, at 225

[14] *Trop*, at 87, 99

[15] *Id.*, at 100

[16] *Id.*

[17] *Id.*, 100-101

[18] 2カ国とはフィリピン、トルコ

[19] *Trop*, at102-103

[20] *Id.*, at 126-127

ことについては裁判所では広く合意されていたと見るべきである。

## （２）トロップ判決以後の判決における行為基準としての国際人権法

修正第 8 条の「残酷で異常な刑罰」の意味はその時代の行為基準に照らして判断されるべきだという考えは、トロップ判決以後、裁判所によって踏襲されてきた。

一方、トロップ判決では修正第 8 条の「残酷で異常な刑罰」の解釈として国際的見解が裁判所によって援用されたが、その後、この慣行は1977年のコーカー対ジョージア事件<sup>[21]</sup>、1982年のエマンド対フロリダ事件<sup>[22]</sup>、1988年のトンプソン対オクラホマ事件<sup>[23]</sup>に反映された。しかし、1989年のスタンフォード対ケンタッキー事件<sup>[24]</sup>では、修正第 8 条の分析に国際的見解が重要であるという考えは避けられた。だがその後、1998年のアトキンス対ヴァージニア事件<sup>[25]</sup>で裁判所は再び国際的見解を検討し、国際社会では精神薄弱者に死刑執行することは圧倒的に承認されていないと認めた。

アトキンス判決でとった裁判所の国際法に対する姿勢は、ローパー判決の前兆となった。

### （ア）コーカー事件

コーカーはカーバー（Carver）宅に押し入って金を盗み、夫人をレイプし、盗んだ車で夫人を連れ出した。その後、コーカーは連絡を受けた警察によって逮捕されたが、夫人は無事だった。ジョージア州最高裁判所はコーカーのレイプ罪に対し死刑を宣告した。<sup>[26]</sup>

しかし、連邦最高裁判所は死を伴わないレイプを犯した被告に死刑を科すことは「残酷で異常な刑罰」である<sup>[27]</sup>として逆転判決を下した。同裁判所は修正第 8 条を解釈する際に脚注で国際的見解を引用した。脚注で多数意見は、1965年の統計によると、主要60カ国中、死を伴わないレイプに死刑を科す国はわずか3カ国であった<sup>[28]</sup>、と国際社会の状況を説明している。

### （イ）エマンド事件

エマンドは強盗殺人を犯した仲間を幫助したが、強盗殺人罪で死刑を宣告された<sup>[29]</sup>。フロリダ最高裁判所は死刑を支持したが<sup>[30]</sup>、連邦最高裁判所は、修正第 8 条は他人によって行われた殺人を幫助した者に死刑を科すことを許容していない<sup>[31]</sup>として、この判決を取り消した。その際、多数意見は、脚注で、「重罪謀殺化原則（the doctrine of felony murder）は英国やインドでは廃止され、カナダやその他のコモンウェルス諸国では厳しく制限されており、大陸ヨーロッパではその概念はない。」<sup>[32]</sup>と述べて、外国の法状況を引用し、「残酷で異常な刑罰」の解釈を補強している。

[21] Coker v. Georgia, 433 U.S. 584

[22] Enmund v. Florida, 458 U.S. 782

[23] Thompson v. Oklahoma

[24] Stanford v. Kentucky

[25] Atkins v. Virginia, 536 U.S. 304

[26] Coker, at 587-591

[27] Coker, at 584

[28] Id., at 596

[29] Enmund, at 785

[30] Id., at 786-787

[31] Id., at 801

[32] Id., at 796 重罪謀殺化原則とは、重罪またはその未遂罪を犯す際に、人の死を生じさせた者は、それが意図した結果ではなかったとしても謀殺として処罰するという原則。（田中英夫『BASIC 英米法辞典』）

## (ウ) トンプソン事件

トンプソンは15歳の時殺人を犯したが、未成年が引き起こした殺人に対し死刑を科すことが修正第8条に違反するかが問われた最初の事件である<sup>[33]</sup>。

連邦最高裁判所は15歳の被告に死刑を科すことは現代の行為基準に照らして、「残酷で異常な刑罰」である<sup>[34]</sup>と判示した。裁判所は修正第8条が16歳未満の者への死刑は禁止しているとしたが、その際、多数意見は北米諸国や西ヨーロッパ諸国の例を引き、この結論はこれらの諸国の見解に一致している<sup>[35]</sup>と述べた。すなわち、多数意見は、次のように述べる。

死刑は英国、ニュージーランドでは完全には廃止されていないが、未成年への死刑執行は行われていない。西ドイツ、フランス、ポルトガル、オランダやスカンジナビア諸国では、死刑は廃止されているし、カナダ、イタリア、スペインやスイスでは反逆罪のような犯罪に死刑を限定している。ソ連でも未成年への死刑執行は禁止されている。<sup>[36]</sup>

また、裁判所は、脚注で自由権規約6条5項、人権に関する米州条約4条5項、戦時における文民保護に関するジュネーヴ条約68条に言及し、これらの主要な条約でも未成年への死刑は禁止されている<sup>[37]</sup>と述べている。

ただし、この判決では、裁判所は16歳や17歳の未成年の死刑が修正第8条の「残酷で異常な刑罰」にあたるかどうかの判断はしなかった<sup>[38]</sup>。

スカリア判事は反対意見で、国内社会に焦点を当て、国内のコンセンサスを強調した。<sup>[39]</sup>彼は、米国の立法行為が最も信頼できる妥当なコンセンサス存在の手段であるとして、多数意見が「他国の常識的な行為基準」を国内コンセンサスの補強に使用することを非難し、米国以外の他国の慣行や見解は「残酷で異常な刑罰」を定義する際には不適切であり、修正第8条の定義は現行の国内のコンセンサスに一致させるべきである<sup>[40]</sup>と主張した。

## (エ) スタンフォード事件

スタンフォード対ケンタッキー判決はトンプソン対オクラホマ判決が出された1年後に下された。この事件は犯罪時16歳と17歳の2人の被告が、殺人罪に問われた合併事件<sup>[41]</sup>である。

裁判では、修正第8条の「残酷で異常な刑罰」は全ての18歳未満の者への死刑まで含むと解釈されるべきかが争われたが、結局、16歳と17歳の者への死刑を許容している州の制定法は合憲であるとして、16歳以上の者への死刑を認めた<sup>[42]</sup>。

多数意見（代表はスカリア判事）は、未成年の死刑に関する連邦や州の制定法、あるいは未成年に死刑を科そうとする検事や陪審員の行動の中に現代米国の行為基準を示す唯一の客観的証拠を見出し、国際的な見解を使用することを否定する<sup>[43]</sup>。また、多数意見は新しい国内のコンセンサスが形

[33] Thompson, at819-820

[34] Id., at815

[35] Id., at830-831

[36] Id.

[37] Id., at831

[38] Id., at838

[39] Id., at859

[40] Id., at869

[41] Stanford, at364-365

[42] Id., at380

[43] Id., at377

成される場合は、国民によって承認された制定法やその適用を通して現れることが必要だ<sup>[44]</sup>と言う。

このように、スタンフォード判決で、多数意見は、国際法を含む外国の慣行を修正第8条の「残酷で異常な刑罰」の解釈手段として使用するのを拒否するのである。

それに対して、反対意見（ブレナン判事らによる）は、未成年に関する死刑判決で確立された先例に従って判決を下すべきだ<sup>[45]</sup>とする。すなわち、米国内の立法や陪審員の行為だけでなく、他国の立法も含んだ現代の行為基準に関係のある証拠も吟味すべきだ<sup>[46]</sup>とするものである。

反対意見は、次のように述べる。

西ヨーロッパのほとんど全ての国を含む50カ国以上の国が死刑を廃止しているか、あるいは反逆罪のような限られた犯罪に死刑を限定している。その他の27カ国は慣習として死刑を科していない。死刑を科している65カ国でも18歳未満の未成年の死刑を禁止している。それらの死刑を科している国の中で61カ国は未成年の死刑を認める規定がない。これらの国の中には未成年への死刑を禁止する国際条約の批准国が含まれている。1979年以来、アムネスティ・インターナショナルは、世界で18歳未満の者へ死刑を執行した数はわずか8件だと報告している。そのうち、3件は米国で、残りの5件は、パキスタン、バングラデシュ、ルワンダ、バルバドスである。<sup>[47]</sup> 加えて、米国が批准あるいは署名した3つの主要人権条約には、未成年の死刑禁止が規定されている<sup>[48]</sup>と主張する。

また、反対意見は、脚注で18歳未満の者への死刑禁止の証拠として、自由権規約6条5項、人権に関する米州条約4条5項、戦時における文民保護に関するジュネーブ条約68条を挙げ<sup>[49]</sup>、さらに、国連経済社会理事会決議や決定も挙げる<sup>[50]</sup>。

そして、最後に反対意見は、国際社会では18歳未満の未成年の犯罪に死刑を科すことは圧倒的多数の国によって承認されていない<sup>[51]</sup>と述べる。

#### （オ）アトキンス事件

スタンフォード判決が出た同じ日に、連邦最高裁判所はペンリー対リノーフ事件<sup>[52]</sup>で、精神薄弱な被告への死刑適用が修正第8条に違反するかを検討することになった。<sup>[53]</sup> スタンフォード判決同様、裁判所は、州立法の状況から国内のコンセンサス形成は不十分であるとして、精神薄弱な被告に対する死刑は修正第8条の「残酷で異常な刑罰」にあたらぬ<sup>[54]</sup>と判示した。その際、反対意見も含めて国際法に言及した判事はいなかった。

ペンリー事件から13年後、再び、精神薄弱被告に対して死刑を科すことが合憲かどうか問題になった。

アトキンスは誘拐、強盗、殺人を犯してヴァージニア最高裁判所で死刑判決を受けた。ヴァージニ

[44] Id.

[45] Id., at383

[46] Id., at389

[47] Id.

[48] Id., at389-390

[49] Id., at390

[50] Id.

[51] Id.

[52] *Penry v. Lynaugh*, 492 U.S. 302

[53] Id., at307

[54] Id., at340

ア最高裁判所の多数意見は、ペンリー判決に従ってアトキンスに死刑を科すことは合憲であるとの判断を下した。<sup>[55]</sup>その後、裁量上訴 (certiorari) によって、この事件は連邦最高裁判所に持ち込まれた。同裁判所は、ペンリー判決を取り消して、精神薄弱被告に対する死刑執行は修正第8条が禁じている「残酷で異常な刑罰」にあたる<sup>[56]</sup>と判示した。

連邦最高裁判所は、この判決を下す際に、ペンリー判決以来、18州が新たに精神薄弱被告に対する死刑を禁止したことに注目した<sup>[57]</sup>。裁判所はこのような急速な州の立法措置によって新たな国内のコンセンサスが形成されたとして、精神薄弱被告に対する死刑は修正第8条のもとでの「残酷で異常な刑罰」にあたる<sup>[58]</sup>と判示したのである。

多数意見は、判決を下す際に主に新しく形成されてきた立法行為に依拠したが、脚注で、判決を補強するために、法廷の友によって出された上訴書面を引用して、精神薄弱者に対する死刑は圧倒的に支持されていないという国際社会の見解によっても本判決は支持されている<sup>[59]</sup>と述べた。

一方、反対意見は国際的見解に言及することに反対する。彼らは、特定の刑罰が残酷で異常なものかどうかを判断する際に他国の見解に言及する必要はない、それは、外国やその国民によって支持されている正義の概念と米国での概念とは必ずしも一致するわけではないので、国際的見解や各国の慣行によって修正第8条を解釈すべきではない<sup>[60]</sup>とする。

## 2. ローパー判決と国際人権法

### (1) 事件の概要

クリストファー・サイモンズは17歳の高校生の時、殺人を犯した。彼は強盗誘拐殺人の計画を2人の友達に話し、この計画に誘った。2人のうち、一人はこの計画に加わった。その際、サイモンズは、彼らに、「我々は未成年だから罪は免れる」(Simmons assured his friends they could “get a way with it” because they were minors)と語った。彼らはクルック (Crook) 宅へ押し入って、寝ていたクルック夫人を襲い、彼女の車で彼女を連れ出し、橋の上から投げて殺した。彼はクルック夫人とは以前交通事故で顔見知りであった。彼によると、その時彼女を殺したいと思ったという。<sup>[61]</sup>

サイモンズは、強盗誘拐殺人の罪で告訴された。彼は、17歳であったが、ミズーリ法では成人とみなされた。裁判では、年齢のことが問題になったが<sup>[62]</sup>、結局、陪審員はサイモンズに死刑を求刑し、裁判所は死刑判決を言い渡した。事実審裁判所は、被告側の量刑判決破棄の申立て (motion to set aside the sentence) も有罪判決に対する非常救済手続 (motion for postconviction relief) も拒否した。結果として、ミズーリ最高裁判所はこの判決を支持した<sup>[63]</sup>。

ところが、2002年になって連邦最高裁判所が修正第8条と第14条のもとで、精神薄弱者に対する死刑を禁止する判決アトキンス対ヴァージニアを出したので、サイモンズ側は、アトキンス判決で確立

[55] Atkins, at 310

[56] Id., at 321

[57] Id., at 314-315

[58] Id., at 316

[59] Id., at 317

[60] Id., at 347-348

[61] Roper, at 556-557

[62] Id.

[63] Id., at 559

した先例を未成年にも適用して、新しい非常救済手続きをミズーリ最高裁判所に提出した<sup>[64]</sup>。

ミズーリ最高裁はサイモンズ側の請求を受け入れて、死刑判決を破棄し、釈放のない終身刑に処した<sup>[65]</sup>。ミズーリ最高裁判所の理由は次のようなものであった。

18歳未満の未成年への死刑禁止という国内のコンセンサスが確立している。それは、30州が18歳未満の者への死刑を禁止しており、そのうち18州が成人の死刑は行っているが、18歳未満の者への死刑は禁止し、他の12州は死刑自体を禁じている。スタンフォード判決以来18歳より若年に死刑執行年齢を下げた州は1つもない、5州が立法あるいは判例法（case law）によって、死刑執行の最低限度の年齢を18歳に引き上げた、そして、未成年に死刑を科すことは過去10年間で実際に異常なものとなっている<sup>[66]</sup>。

連邦最高裁判所は、18歳未満の被告に死刑を科すことが修正第8条に違反する「残酷で異常な刑罰」を構成するかどうかを考慮するための裁量上訴を認めた<sup>[67]</sup>。

## （2）国内のコンセンサス形成における国際人権法

連邦最高裁判所は、16歳から18歳未満の間に行われた犯罪に死刑を科すことが修正第8条で禁止している「残酷で異常な刑罰」にあたるかどうかを吟味した。結果的にはミズーリ最高裁判所の「現代の行為基準」は18歳未満の未成年の死刑を拒否しているという決定を支持して、サイモンズの死刑執行は破棄したが、判決は5対4の僅差であった。このことから、この事件の判断が裁判官の中で如何に分かれたかが判る。

### （ア）多数意見における国際人権法

連邦最高裁判所の多数意見は、「現在の行為基準」に照らして18歳未満の未成年に死刑を科すことが修正第8条の禁止する「残酷で異常な刑罰」にあたるかどうかを、2つの要素から吟味した。1つは、国内のコンセンサスが形成されているかどうか、2つは、18歳未満の未成年被告に死刑を科す場合、それは未成年にとって不釣り合いの刑罰であるかどうかである<sup>[68]</sup>。

裁判所は、特に、アトキンス対ヴァージニア判決で述べられた精神薄弱者の死刑執行と未成年死刑執行を比べて判断を下している。

アトキンス事件で、裁判所は精神薄弱な被告への死刑執行を許容している州法の合憲性を再考したが、精神薄弱な被告に死刑執行を禁止する州は30州あり、そのうち12州が一般的に死刑を禁止している州であるが、残りの18州では死刑は許されているが精神薄弱な被告には死刑が禁止されていた<sup>[69]</sup>と述べた。

同様に、ローパー判決が下されたときには、30州が未成年被告に死刑執行を禁止していた。そのうち、12州が全ての死刑を禁止しており、残り18州が死刑は許容していたが、特別な規定によらず18歳未満の未成年には死刑執行を免除していた<sup>[70]</sup>。

[64] Id.

[65] Id., at 559-560

[66] Id.

[67] Id., at 560

[68] Jessica Mishali, *Roper v. Simmons-Supreme Court's Reliance on International Law in Constitutional Decision-Making*, 21 *Touro L. Rev.* 1299, at 1304

[69] *Roper*, at 552-553

[70] Id., at 564

しかし、ペンリー事件以来精神薄弱な被告に対する死刑執行を禁止する州立法が大きく増加したアトキンス事件と比べて、スタンフォード事件以来、18歳未満の未成年への死刑執行を禁止する州はそれほど増加しているわけではなかった。

しかし、裁判所は、統計上大多数の州で未成年の死刑が拒否されていること、死刑がなされたとしてもそれは記録の上から減多に執行されていないこと、死刑の慣行の廃止へ向けて一致した傾向が見られること<sup>[71]</sup>などの理由から、このことは、今日の米国社会が18歳未満の未成年を「平均的な犯罪者よりも有責性が少ないカテゴリー」と見なしていることの十分な証拠であるとして、裁判所は国内のコンセンサスが存在している<sup>[72]</sup>と述べた。

裁判所は、国内のコンセンサスを評価した後、18歳未満の者への死刑が「残酷で異常な刑罰」にあたるかどうかについて独自の判断をした。裁判所の独自の判断は2つの要素からなっている。1つは、未成年と成人の一般的な違い、2つには18歳未満の未成年の死刑に関する国際社会の見解への言及である<sup>[73]</sup>。

前者の判断について裁判所は、次の3点から未成年と成人の違いを述べた。①未成年は性質上、大人より成熟度と責任が低いいため、考えが浅く、向こう見ずな行動をしばしば取る。②未成年は大人と違って、外部の圧力と影響をより一層受けやすく、その結果、環境をコントロールする力が欠如している。③未成年は大人より性格形成途上人である。<sup>[74]</sup>これらの理由によって、裁判所は、未成年は成人の被告とは一緒に考えることはできない<sup>[75]</sup>と結論した。

次に、多数意見は、独自の判断を構成するため外国法と国際法に言及した。

第1に、歴史的に裁判所は修正第8条の「残酷で異常な刑罰」を解釈するときに、トロップ判決以来、外国法や国際法に言及してきたことを述べ<sup>[76]</sup>、過去の判決の外国法や国際法に言及した部分を挙げる。

トロップ判決では、「国籍剥奪が犯罪に対する刑罰として課されないのは世界の文明国の一致した見解である」<sup>[77]</sup>、アトキンス判決では、「国際社会では、精神薄弱被告によってなされた犯罪に対して死刑を科すことは圧倒的に承認されていない」<sup>[78]</sup>、トンブソン判決では、「北米の財産を共有する他国によって、そして、西ヨーロッパ共同体の主要諸国によっても未成年への死刑は廃止されている」<sup>[79]</sup>、「刑罰が残酷で異常なものであるかどうかを決定する際に、我々は国際社会の見解との関連を以前から認めてきた」<sup>[80]</sup>、エマンド判決では、「重罪謀殺の考えはイギリスやインドでは廃止されてきたし、カナダや他のコモンウェルス諸国では厳格に制限されてきた。また、大陸ヨーロッパではそれは知られていない」<sup>[81]</sup>、コーカー判決では、「1965年に見られる世界の主要60か国から、死を伴わないレイプに対する死刑を実施している国はわずか3か国であるということはここでは無関係ではない」<sup>[82]</sup>、と過去の判決で述べられた外国法や国際法に関連した部分を挙げる。

[71] Id., at 564-567

[72] Id., at 567-568

[73] Roper, at 567-68, Mishali, at 1305

[74] Roper, at 569-570, Mishali, Id.

[75] Roper, at 570

[76] Id., at 575

[77] Id.

[78] Id.

[79] Id.

[80] Id.

[81] Id., at 576

[82] Id.

第2に、多数意見は、18歳未満の未成年が行った犯罪について死刑を禁止した条約を挙げる。具体的には、子どもの権利条約（37条）、自由権規約（6条5項）、人権に関する米州条約（サンホセ、コソタリカ協定）（4条5項）、子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章（5条3項）である<sup>[83]</sup>。

第3に、多数意見は国際社会の中で、米国がいまだに18歳未満の未成年に死刑を執行している唯一の国であることを示す。1990年以来、18歳未満の未成年に死刑を執行してきた国は、米国とそれ以外の7カ国—すなわち、イラン、パキスタン、サウジアラビア、イエメン、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、中国—だけであり、サイモンズ判決の時には、米国だけが実際に死刑を実行している唯一の国になっていた<sup>[84]</sup>と主張した。

第4に、多数意見は米国と歴史的に強い紐帯を持っており、修正第8条の起源となったイギリスの場合を挙げる。

まず、多数意見は、「未成年への死刑を禁止している国際規約等は最近のことではあるが、イギリスはこれらの規約等が出来る以前から未成年への死刑を廃止していた」<sup>[85]</sup>と述べ、イギリスでの18歳未満の未成年への死刑禁止状況を以下のように主張する。

1689年のイギリス権利宣言の規定に、「過度の保釈金は必要とされるべきではないし、過度の罰金も科せられるべきではない、また、残酷で異常な刑罰を科してはならない」<sup>[86]</sup>とある。現在では、イギリスは完全に死刑を廃止しているが、その施策をとる前は、未成年への死刑の不均衡な性格を認めて、未成年への死刑を廃止した<sup>[87]</sup>。1930年に、公式の委員会は死刑執行の最低年齢を21歳まで引き上げる勧告をした<sup>[88]</sup>。そして、イギリス議会は1933年、子どもと若者に関する法律を制定し、有罪宣告時に18歳未満の者への死刑執行を禁止した<sup>[89]</sup>。さらに、1948年、イギリス議会は刑事裁判法（Criminal Justice Act）を制定したが、そこには、犯罪時18歳未満の者への死刑執行を禁止する旨の規定がある<sup>[90]</sup>。

それらを受けて、多数意見は、イギリスが未成年への死刑を廃止してから56年経ち、未成年への死刑執行禁止の比重は大きくなり、国際社会でも十分に確立されてきた<sup>[91]</sup>と述べる。そして、国際社会の見解は、我々の結論の重要な確認を提供する<sup>[92]</sup>と主張する。

このように、多数意見は、国内のコンセンサスを補強するものとして国際法あるいは外国法を考慮した。ケネディ判事は、我々の結論がそれによって支配されないと断りながら、国際社会の見解は我々の結論に確証を与える<sup>[93]</sup>と述べて、国際的見解や各国の慣習に言及した。

多数意見は、判決の中で行為基準としての国際法に言及した法廷の友の主張を取り入れながら、その論理構成をしている。

多数意見では、子どもの権利条約と自由権規約を援用しているが、その論旨は法廷の友の主張に沿ったものとなっている。しかし、法廷の友が主張している当該条項が慣習国際法あるいはユス・コー

[83] Id.

[84] Id.

[85] Id., at 577

[86] Id.

[87] Id.

[88] Id.

[89] Id.

[90] Id.

[91] Id., at 578

[92] Id.

[93] Id.

ゲンスだという主張は取り入れておらず、あくまで、修正第8条の解釈の手段としてこれらの人権条約を援用している。

#### (イ) 反対意見における国際人権法

##### a) オコンナー判事の反対意見

オコンナー判事は、多数意見の修正第8条分析に同意を示しつつ、16歳以上の未成年に対し死刑執行を許したスタンフォード判決の先例を無視したミズーリ最高裁判所に、多数意見が警告しなかったことは承認できないと述べ<sup>[94]</sup>、その結果には不満を表明した。

オコンナー判事は、修正第8条を分析する場合には、国内のコンセンサスを調べることに、均衡性に関する独自の判断が必要になる<sup>[95]</sup>と述べて次のような論を展開する。

まず、彼女は、未成年への死刑廃止に対する国内のコンセンサス問題を取り上げる。精神薄弱な被告を死刑にすることが修正第8条違反であると認定したアトキンス判決で取り上げられた州立法が、ペンリー事件からアトキンス事件までに大きく死刑容認から死刑廃止へと変化しているのに比べて、18歳未満の者への死刑禁止を支持する全国的な変化の速度が遅いという状況は、国内のコンセンサスの客観的証拠としては脆弱である<sup>[96]</sup>と論じた。このように、彼女は、18歳未満の者への死刑禁止という国内のコンセンサスはスタンフォード判決以来の短期間には形成していない<sup>[97]</sup>と主張する。

次に、死刑は特定の被告に対して過度の刑罰となるかどうかの判断に際して、オコンナー判事は、死刑は17歳の被告全てに必ずしも不均衡な厳しい刑罰を科すものではなく、18歳にすでに達した大人と本質的に違うという理由で未成年が大人の死刑囚と同等だとは認められないという多数意見を拒否した。彼女は、17歳の被告の中には死刑に値するほど十分に精神的に成熟した者もいたが、そのような被告の一人がサイモンズであり、死刑宣告した陪審員は死刑執行を勧告する合理的な根拠があった<sup>[98]</sup>と述べた。

最後に、オコンナー判事は、未成年者への死刑軽減の国際的傾向は容認するが、未成年者への死刑軽減の国内のコンセンサスが未だ発展していない中で、多数意見が国際的コンセンサスに頼ったのは時期尚早だ<sup>[99]</sup>と結論した。

しかし、オコンナー判事は、外国法と国際法が修正第8条解釈に関連していると述べ<sup>[100]</sup>、そこがスカリア判事との違いを見せた。

オコンナー判事は多数意見と反対の見解を述べたが、多数意見が採用した法理、すなわち、国際的慣行や国際法規範を修正第8条の分析に使うことは同意している。彼女は、修正第8条の特別な性格が国際法の使用を正当化してきた<sup>[101]</sup>と述べた。すなわち、彼女は、国際的コンセンサスの証拠は、修正第8条が今時、17歳の者が犯した殺人のすべての場合に死刑を禁止しているのではないという私の決定を変えることはないが、スカリア判事の外国法と国際法は修正第8条の法理には何ら関係がな

[94] *Id.*, at 607

[95] *Id.*, at 592

[96] *Id.*, at 596-597

[97] *Id.*, at 598

[98] *Id.*, at 598-604

[99] *Id.*, at 603-604

[100] *Id.*, at 604-605

[101] *Id.*, at 605

いという主張には反対である、半世紀近くにわたり、裁判所は、その時代の行為基準を評価する際には外国法や国際法に言及してきた<sup>[102]</sup>と主張した。

b) スカリア判事の反対意見

スカリア判事は、修正第8条がもつ本来の意味よりもその時代の行為基準に重きを置く裁判所の姿勢と、裁判所の行為基準の吟味及び解釈の方法を批判した。

まず、スカリア判事は、18歳未満の者への死刑禁止という国内のコンセンサスがスタンフォード判決以来15年間で形成されたとは信じられない<sup>[103]</sup>と多数意見を批判する。彼は、国内のコンセンサスを決定するのは、国民の代表者によって決定された制定法によってであり、死刑を容認している州のわずか47%しか18歳未満の者への死刑を禁止している制定法がない<sup>[104]</sup>と反論する。

次に、彼は、死刑が18歳未満の者に対する適切な刑罰であるかどうかを裁判所が独自に判断したことにも批判する。彼は、裁判所の唯一の法的機能は、立法府や陪審員によってすでに決定された米国国民のコンセンサスを確認することであり、未成年者と成人の違いを精神的発達という方法論としては不確かな根拠によって判断することではない<sup>[105]</sup>として多数意見を非難する。

そして、スカリア判事は、米国国民の見解が重視されず、外国法あるいは国際法に準拠して、修正第8条を解釈していることに批判を向ける。

第1に、彼は、国内のコンセンサスが欠如しているのを補うために、18歳未満の者への死刑を禁じた人権条約を使うことを批判する。彼は、18歳未満の未成年に死刑を禁止している子どもの権利条約と自由権規約を挙げ、これらの条約に条約批准権者として憲法が認めた上院と大統領が批准することを拒否している、あるいは留保していると言うことは、その条約内容に米国国民のコンセンサスが達しておらず、逆に裁判所の判決に反するコンセンサスに達していることを示している<sup>[106]</sup>と多数意見を批判する。

さらに、自由権規約6条5項を米国は留保しているので、その留保は今日でも有効であり、また、子どもの権利条約の同条項にある「釈放の可能性のない終身刑」も厳格な制裁であるのに、多数意見がそれに言及しないで18歳未満への死刑禁止だけを主張するのは説得力を持たない<sup>[107]</sup>と述べる。

第2に、スカリア判事は、多数意見は米国法が他国の法と一致すべきだという間違った考えを前提としていると批判する。彼は、米国法が世界の諸法と一致すべきだという前提は、即座に拒否されるべきだ<sup>[108]</sup>と述べる。多数意見が依拠している外国には専制政治が行われている国もあるかもしれないし、裁判所が独立していない国もあるかもしれないが、それらの国の規則を多数意見は信じている<sup>[109]</sup>と非難し、また、死刑を実施している外国の中で、未成年への死刑を禁止している国の数も調べていない<sup>[110]</sup>と主張する。スカリア判事は、外国法や国際法で未成年への死刑を禁止することは良い考えだが、米国の制度については当てはまらない、なぜならば、米国の法律制度は他国の法律制度とは違う制度を取っている（たとえば陪審員制度など）ので外国法や国際法に頼るべきではない

[102] Id., at 605-607

[103] Id., at 609

[104] Id., at 610

[105] Id., at 621

[106] Id., at 622-623

[107] Id., at 623

[108] Id., at 624

[109] Id.

[110] Id., at 623

<sup>[111]</sup> と述べる。

第3に、多数意見が依拠したイギリス法について述べる。スカリア判事は、イギリスとは共通の歴史を有しているため、イギリス法の法源を調べるのは当然だと賛同するが、それをそのまま適用すれば、我々の仕事は簡単になる<sup>[112]</sup>と批判する。

最後に、スカリア判事は、今日引用されている外国法は連邦憲法やその起源への誇り、あるいは我々の遺産を強調するためではなく、米国の古い慣行、すなわち陪審員制度を軽視するために引用されている<sup>[113]</sup>と主張する。そして、外国法を認めることは、それが判決のための基礎の一部となるならともかく、そうでないならば、本裁判所の法的意見としては受け入れられない<sup>[114]</sup>と述べる。

このように、スカリア判事に代表される反対意見は、米国国内の事件については米国独自の法制度から判断すべきであり、国際人権条約や外国法などを憲法解釈の手段としても用いるべきではないという考えである。

### (3) 法廷の友の主張に見る現代の行為基準としての国際人権法

法廷の友は裁量上訴の訴状で、18歳未満の未成年への死刑執行が修正第8条の「残酷で異常な刑罰」にあたることを国際人権法の観点から証明しようとした。

米国は、18歳未満の者への死刑が禁止されている条約—たとえば、子どもの権利条約—を批准していないし、それを含む条約—たとえば、自由権規約—を批准したとしても当該条項は留保している。しかも、その条約は米国国内では非自動執行条約として直接裁判所では適用できないことになっている。その他、地域人権条約や国連決議等においても18歳未満の者への死刑執行について米国は留保している。

そのような国際人権条約に対する米国政府の態度に対し、司法としてどのような判断をするのか、そして、その司法に対し、法廷の友はどのような論理構成をして国際人権条約を裁判の中に位置づけているのか検討する。

今回のローパー対サイモンズ事件には多くの法廷の友から訴状が提出されたが、国際人権条約を通して18歳未満の未成年への死刑禁止が国際社会のコンセンサスになっていることを主張した、4つの法廷の友<sup>[115]</sup>の主張を取り上げる。これらの法廷の友の主張内容はいずれも類似したものとなっている。

法廷の友の共通した主張は、18歳未満の未成年に死刑を科さないという原則が今や慣習国際法になっている、さらに、ユス・コーゲンスにまでもなっているということである。

#### (ア) 18歳未満の未成年への死刑禁止が慣習国際法となっているという主張

18歳未満の未成年への死刑禁止規則が慣習国際法となるためには、各国の法的確信と継続した国家慣行がなければならない。法廷の友は、その証拠を条約あるいは条項、国際機関の決議、国際法廷や

<sup>[111]</sup> Id., at 624

<sup>[112]</sup> Id., at 626

<sup>[113]</sup> Id., at 628

<sup>[114]</sup> Id.

<sup>[115]</sup> *Amici Curiae the European Union et al.* (以下the European Union), *the Human Rights Committee of the Bar of England and Wales et al.* (以下the Human Rights Committee), *former U.S. Diplomats Morton Abramowitz et al.* (以下former U.S. Diplomats), *President James Earl Carter, Jr. et al.* (以下President James Earl Carter)

条約本文の解釈、国家慣行等のおびただしい数の証拠に求める<sup>[116]</sup>。

まず、国際人権条約として、自由権規約、子どもの権利条約、人権に関する米州条約、戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約を挙げる。

自由権規約について、152カ国が批准していることを挙げて、その数の多さを主張する。次に、18歳未満の者への死刑禁止条項である6条5項は同条約4条によって、国民の生存を脅かす公の緊急事態でさえも逸脱できない条項であることを述べる<sup>[117]</sup>。

米国は自由権規約を批准したが、6条5項は留保している。これに対して、自由権規約加盟国の11カ国<sup>[118]</sup>は直ちに異議を申し立て、国連人権委員会も自由権規約6条5項の留保は自由権規約の目的に一致しないと宣言した<sup>[119]</sup>と主張する。

人権に関する米州条約について、25カ国が批准しているが、その4条5項に規定している18歳未満の者への死刑禁止は、27条によって加盟国が戦争、公の危険、または独立もしくは安全を脅かすその他の緊急事態の時でさえも、逸脱できない<sup>[120]</sup>と述べる。

子どもの権利条約では、米国とソマリアを除く192カ国が批准しているが、ソマリアは自由権規約に加盟しているの、実際には、米国のみが18歳未満の者への死刑禁止条項を受け入れていないことになる<sup>[121]</sup>と主張する。

米国は人権に関する米州条約と子どもの権利条約を批准していないが、署名はしている。条約法条約18条aによると、署名国は条約の趣旨及び目的を失わせることとなるような行為を行わない義務がある。この条項は慣習国際法を反映しているといわれているので、条約法条約の加盟国ではない米国もこの義務を遵守する必要がある<sup>[122]</sup>し、米国は人権に関する米州条約と子どもの権利条約の趣旨と目的に違反した行動を取っている<sup>[123]</sup>と法廷の友は述べる。

4つのジュネーヴ条約では、192カ国が批准しているが、戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約68条に、犯罪行為のあった時に18歳未満であった者に対して死刑判決を行ってはならないとある<sup>[124]</sup>。米国は68条に留保しないでこれらの4条約を批准している<sup>[125]</sup>と法廷の友は言う。

次に、国際機関によるおびただしい決議や宣言をあげる。たとえば、死刑に直面している者の権利の保護を確保する保障規定3項、北京規則17の2項や、2004年4月20日人権委員会が採択した子どもの権利に関する決議2004/48<sup>[126]</sup>を挙げる。法廷の友は、犯罪時18歳未満の者に対する死刑をできる限り速やかに廃止することを要請する決議2004/48に、米国は一国のみ反対した<sup>[127]</sup>と述べる。

世界各国の慣行では、1990年以降、国連加盟国191カ国中8カ国が18歳未満の者へ死刑を執行した

[116] former U.S. Diplomats, at8-13

[117] President James Earl Carter, at7-10

[118] ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン

[119] President James Earl Carter, at8-9, the European Union, at15-17

[120] President James Earl Carter, at9-10, the European Union, at19

[121] President James Earl Carter, at9, the European Union, at12

[122] the European Union, at12 米国は条約法条約の当事国ではないが、米政府は、当該条約を条約法とその手続きの権威ある指針として認めている。The Vienna Convention on the Law of Treaties, S.Exec. Doc.No.92-1.92nd Cong., 1st Sess.1(1974)

[123] President James Earl Carter, at9-10

[124] Id., at 10

[125] Id.

[126] Id., at 11

[127] Id.

が<sup>[128]</sup> <sup>[129]</sup> これらの国は合わせて34の死刑を執行した。その中で、米国のみが19回死刑を執行した。その後、米国を除く7カ国のうち、4カ国<sup>[130]</sup> は18歳未満の死刑を禁止する政策をとっている。残りの3カ国<sup>[131]</sup> も順次廃止する方向であると言う。

このように、18歳未満の者への死刑禁止は広く法と慣行によって受け入れられているので、それは慣習国際法の規則となっていると法廷の友は主張する。

#### (イ) 18歳未満の未成年への死刑禁止がユス・コーゲンスとなっているという主張

さらに、法廷の友は18歳未満の者への死刑禁止はユス・コーゲンスになっていると述べる。その証拠として、米州人権委員会が、世界的な広がりをもつ未成年への死刑禁止は「今やユス・コーゲンスを構成するのに十分な性質をもつものとして認識されてきている」<sup>[132]</sup> と宣言したことを挙げる。

ユス・コーゲンスは、条約法条約53条に、「いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範をいう」<sup>[133]</sup> とあり、同様の内容が米国の外交関係法の第3リステイトメントにもある<sup>[134]</sup>。

18歳未満の未成年への死刑禁止が強行法規となるためには、4つの要件が必要になると、法廷の友は述べる。それは、①一般国際法であること、②大多数の国家に受け入れられていること、③逸脱が許されないこと、④新しい同地位の規範によって変更されないこと、の4つの要素である<sup>[135]</sup>。

法廷の友は、これらの証拠として以下の主張を展開する。

①として、法廷の友は、多くの条約、宣言、地域組織による決定を挙げる。具体的には、条約として、自由権規約6条(5)、子どもの権利条約37条(a)、戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約68条、人権に関する米州条約4条を挙げ、いずれも、18歳未満の未成年への死刑を禁じているとする<sup>[136]</sup>。

国際組織による決議については、経済社会理事会による決議<sup>[137]</sup> や国連総会決議<sup>[138]</sup> を挙げる<sup>[139]</sup>。

[128] the European Union, at 8-9.

[129] 8カ国とは、イエメン(1)、ナイジェリア(1)、パキスタン(3)、サウジアラビア(1)、イラン(8)、コンゴ民主共和国(1)、中国(1)、米国(19)である。former U.S. Diplomats, at 17

[130] イエメンは1994年に法律を制定、ナイジェリアは、死刑禁止の立法が通過した。パキスタンは2000年に死刑を禁止した。しかし、その後、死刑が実行されたが、ムシャラク大統領はその後はないと明言した。サウジアラビアは、死刑執行が行われたとの報告が国連にあったがそれを否定している。the European Union, at 9-11

[131] イランは、2003年に死刑廃止の法案を議会が承認した。コンゴ民主共和国は、2000年に14歳の子ども兵士を処刑したが、2001年に軍法会議によって処刑とされた4人の子どもの処刑されていない。中国は、1997年刑法を改正して18歳未満の者への死刑を禁止した。the European Union, at 9-11

[132] President James Earl Carter, at 19, Domingues v. United States, Inter-Am, C.H.R., Report No.62/02, Merits Case 12, 285, Oct. 22, 2002, at 85

[133] Vienna Convention on the Law of Treaties, art. 53, 1155 U.N.T.S. 331, 352

[134] International law and international agreements of the United States are the law of the United States and supreme over the law of the several States" and "courts in the United States are bound to give effect to international law and to international agreements of the United States" Restatement(Third) of the Foreign Relations Law § 102 & rpr. N.6

[135] the Human Rights Committee, at 13

[136] Id., at 13-14

[137] たとえば、死刑に直面している者の権利の保護を確保する保障規定

[138] たとえば、少年司法運営のための国連標準最低規則(北京規則)

[139] the Human Rights Committee, at 14

さらに、18歳未満の者によって行われた犯罪に死刑を科さないことを各国に呼びかける決議が人権委員会によって1997年以来毎年なされており<sup>[140]</sup>、他の決議の中にはコンセンサスで行われているものもある<sup>[141]</sup>。これらの決議は政府に未成年への死刑の慣行を終わらせるよう要請している<sup>[142]</sup>。

人権の促進と保護に関する小委員会でも未成年への死刑を非難する決議が出されており、2000年には、犯罪時18歳未満の者への死刑は慣習国際法に反するとする決議が出ている<sup>[143]</sup>。

地域機関でも同様の決議が出されている。たとえば、人権に関する米州委員会の事件の中に、ユス・コーゲンスは犯罪時18歳未満の者への死刑執行を禁じているとするものが見出される<sup>[144]</sup>。

これらのおびただしい証拠より、法廷の友は未成年への死刑禁止は今や一般国際法の一部になっていると主張する。

②として、米国は18歳未満の未成年被告への死刑を禁じる国際規範を受け入れない世界で唯一の国であることを挙げる<sup>[145]</sup>。他の未成年への死刑を執行してきた国は過去10年で慣行を廃止したか、法律を制定したか、あるいは実際に行うのを否定してきた。たとえば、バルバドス、イエメン、ジンバブエは、1994年に法律を変更したし、中国は1997年に死刑年齢を18歳まで引き上げた<sup>[146]</sup>。また、子どもの権利条約は、米国とソマリアを除く全ての国が批准した。

このように、法廷の友は18歳未満の者への死刑禁止はほとんど全ての国に受け入れられていると主張する。

③として、たとえば、自由権規約6条は同規約4条によって逸脱できない条項となっている。この条約の明白な死刑禁止は国際組織の決議や決定、他国の法律や慣行によって証拠として広く受け入れられており、それらは、この規範が逸脱できないものであることを証明している<sup>[147]</sup>と法廷の友は述べている。

④として、未成年への死刑禁止はほとんど全ての国に受け入れられており、未成年被告に対する新しい死刑執行年齢を提唱する規範はない<sup>[148]</sup>という。

以上のことから、法廷の友は18歳未満の者への死刑禁止はユス・コーゲンスの完全な例であるとする。

### 3. ローバー判決における国際人権法の影響

連邦最高裁判所の判事には、大きく分けて2種類のアプローチを取る者がいる。1つは、国内法中心の論理構成をする国内法至上主義の裁判官（国内派、nationalist jurisprudence）、もう一つは、広く国際法や外国法も含めて論理構成をする国際主義の裁判官（国際派、transnationalist jurisprudence）である<sup>[149]</sup>。

[140] Id.,at14-15

[141] Id.,at15

[142] Id.,at16

[143] Id.

[144] Id.,at16-17

[145] Id.,at17-18

[146] Id.,at18-22

[147] Id.,at22

[148] Id.,at23

[149] Harold Hongju Koh, International Law as Part of Our Law, 98 Am. J. Int'l L. 43, at 52

前者の立場にたつ裁判官は、国内法に重点を置き、国内立法や制度を制限するような条約や慣習国際法を拒否する<sup>[150]</sup>。国内派は、現代の米国社会を外国で形成されてきた法規範と国際法に一致しない例外的なパラダイムを持つ社会として考える<sup>[151]</sup>。この考え方によると、国際法を吟味する裁判所のやり方はアメリカ人に外国の原則を押しつけるものと見なす。その結果、裁判所が判決を下す基礎として国際法を援用することを否定する。

国内派は、国内的権威が裁判所の唯一の司法判断の合法的な源泉であり、国際的分析は立法あるいは憲法の草案作りには有用であるが、憲法解釈には適当でないという理由から国際派の見解を拒否する<sup>[152]</sup>。

それに対し国際派は、米国は国際法制度の中で他国と政治的経済的相互依存関係にあるとして、国内法と国際法及び外国法の関連にはっきりと区別を設けない。特にグローバル世界にあって国家を越えた法の性格を持っている人権分野においてはそのように考える<sup>[153]</sup>。

オコンナー判事は、「国際法がもはや少数の条約やビジネスの協定に関連した分野にとどまっていないという理由から、外国法や国際法に関する問題が米国裁判所に提訴される機会が多くなっている。」<sup>[154]</sup>と述べている。

修正第8条の「残酷で異常な刑罰」の解釈をめぐることは、国内派と国際派が相互に意見を戦わせながら判例を形成して来た。とりわけ、18歳未満の者への死刑執行が修正第8条の「残酷で異常な刑罰」にあたるかどうかの判断に際しては、僅差でその判断が分かれてきた。しかし、国際派判事であっても、18歳未満の者への死刑禁止を規定した人権条約の条項が少なくとも慣習国際法であると判断して直接適用するまでには到っていない。あくまで、18歳未満の者への死刑禁止を修正第8条の解釈手段として用いるにとどまっている。

ここでは、ローバー対サイモンズ事件で多数意見がどのような理由によって国際人権法を修正第8条解釈の手段として用いたのか、言い換えれば、どのような状況になれば国際人権法が憲法解釈の手段として用いられるか、また、国際人権法は慣習国際法やユス・コーゲンスとして裁判所で直接適用される可能性はあるのかを検証する。

### (1) 憲法解釈としての国際人権法

修正第8条の「残酷で異常な刑罰」の内容を、その時代の行為基準に照らして判断するというのは、トロップ判決以来、確立されている。しかも、その基準は米国国内のコンセンサスのみではなく、国際社会のコンセンサスをも参考にして考慮するということが判例上確立されているといつてよい。

トロップ判決以来、修正第8条の分析に国際法が伝統的に使われているが、実はそれ以前にも、たとえば、マーレイ対チャーミングベストイ<sup>[155]</sup>事件で、裁判所は、諸国民の法に違反するように米国内法を裁判所は分析してはならない<sup>[156]</sup>と述べていた。また、マーシャル判事は、国際的見解に重

[150] Id.

[151] Arvin, at 226

[152] Koh, at 54

[153] Id., at 53

[154] Id.

[155] Murray v. the Charming Besty, 6 U.S. 64 (1804)

[156] Id., at 118

[157] McCulloch v. Maryland, 17 U.S. 316, at 405 (1819)

きを置いたマッカロック対メリーランド<sup>[157]</sup>判決を支持したし、さらに、ネライデ判決で、国内制定法の指針が欠いている場合には、裁判所は、他国の法によって補強される<sup>[158]</sup>と述べた。裁判所は歴史的にこのような類似の関連性を認識し、その見識を国際社会に求めてきた。とりわけ、裁判所は「残酷で異常な刑罰」の意味を検討するときに国際法あるいは国際人権法を憲法の解釈指針として利用してきた<sup>[159]</sup>。

このように、米国の裁判所が国際法を認めるのは、法的基礎が他国と共有しており、直面している問題は共通であるという認識が根底にあるからである。権利章典、憲法、コモンローの基本的な考えは外国の立法、司法、知識人から借りてきたものである<sup>[160]</sup>。

条約は署名批准の行為を経て国内法上効力をもつ。米国ではそのようにして批准された条約は憲法上最高法規として扱われる。ただし、その場合、当該条約が自動執行条約であることが必要であるとされる。しかし、米国は多くの人権条約を批准していないし、署名すらしていない条約も多い。批准したわずかな条約も非自動執行条約としての地位しか与えていない。子どもの権利条約は批准されていないし、自由権規約は批准されてはいるが、非自動執行条約として宣言されており、しかも、18歳未満の者への死刑禁止の条項は留保されている。

ローパー判決では、多数意見は、このような未批准条約あるいは留保された条項を修正第8条の解釈として用いた。米国政府が認めていないこの条項をローパー判決で連邦最高裁判所は、脚注でなく判決本文の中で憲法解釈の手段として使用した。その意味ではローパー判決は非常に重要な判決であるが、何点かの特徴を指摘しておくたい。

まず、人権条約の一定の条項があくまでも憲法解釈として使われたということである。多数意見は修正第8条を解釈する手段として、18歳未満の者への死刑禁止条項を用いたが、反対意見は、それを拒否して、あくまでも国内法から修正第8条を解釈しようとした。「残酷で異常な刑罰」の解釈をめぐって、トンブソン判決では多数意見は国際派が占め、スタンフォード判決では反対に国内派が多数を占め、アトキンス判決では、こんどは国際派が多数意見を形成したようにこれまで国内派と国際派が僅差で対立してきた。今回のローパー判決では、国際派が多数を占めたが、これまでの歴史を踏まえると、人権条約を憲法解釈の手段として用いることの合意が連邦最高裁判所の中でできているかは疑問である。それは、憲法解釈の手段として何を使うかは裁判官の考えによるからである。従って、人権に係わる米国内での裁判に憲法解釈として常に人権条約あるいは一定の条項が使われるかは定かではなく、今後の判決の流れを見ないと断定できないであろう。

第2に、米国政府が拒否している条項を国際的コンセンサスの証拠として、裁判所が外国法と同じ平面で憲法解釈の手段として利用していることである。トロップ判決以来、修正第8条の解釈に外国法を含む国際的見解が利用されてきたが、「残酷で異常な刑罰」を解釈する際に援用されてきた国際的見解はあくまで、外国の法状況であって、条約等は脚注で援用されているに過ぎなかった。それが、ローパー判決では、脚注での引用ではなく、本文中に引用されている。その意味でも、人権条約を積極的に憲法解釈の手段として利用した多数意見の試みが評価されよう。

従って、判決本文で人権条約等が援用されているので、反対意見もかなりの枚数を使って憲法解釈の手段として人権条約を使うことを批判している。しかし、判決では条約を外国法と同じ平面で論じており、両者を区別して援用してはいない。条約を外国法と同じ平面で論じることは、外国法はその

[158] The Nereide, 13U.S. 388, at423

[159] Arvin, at219

[160] Id., at 218

国の国内法であって、必ずしも国際的平面での各国の合意を現しているわけではないという観点からは問題がないとは言えないが、米国政府が拒否している条項であっても、外国法を含む国際的見解として全体的に論じていくことによって、国際的コンセンサス形成の上から説得力を持たせるのに役立つと言えるであろう。

第3に、多数意見は、法廷の友が慣習国際法あるいはユス・コーゲンス形成の証拠として提出してきた文脈の中で用いた証拠を引用しているが、その証拠を憲法解釈の手段として使っているということである。たとえば、今回の事件ではじめて引用された子どもの権利条約37条は、法廷の友が強調したものとして、多数意見は4つの法廷の友の訴状から引用している<sup>[161]</sup>。その他、自由権規約6条5項、人権に関する米州条約4条5項、子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章5条3項が同じく引用されている。また、各国の18歳未満の者への死刑禁止状況、そして、それに対する国際的な見解の支持等も法廷の友の主張から引用している。

このことは、米国政府によって承認されていない人権条約を憲法解釈として使用する場合には、国際的コンセンサスが形成されているほど成熟した条項でないと裁判所は解釈手段として用いないことを意味しよう。しかし、逆に、政府が拒否している人権条約・条項であっても国際的コンセンサスが形成されていることを証明できれば、裁判所はそれを憲法解釈の手段として使うことも意味している。

第4に、国内のコンセンサス形成が圧倒的な証拠によるとまではいかない場合、国際的コンセンサスとしての国際人権法をその補強として憲法解釈に採用したということである。

精神薄弱者に対する死刑禁止を規定した州制定法がペンリー事件以来アトキンス事件までの間に急速に増加したのに比べて、18歳未満の者への死刑禁止を規定した州の制定法はそれほど急に増加したわけではなかった。多数意見が国内のコンセンサスの証拠として18歳未満の者への死刑を禁止している州法を挙げて、多くの州で18歳未満の被告への死刑を禁止していると述べているが、多数意見が証拠としてあげた死刑自体を禁止している州12州<sup>[162]</sup>と死刑を継続しているが18歳未満の者への死刑は禁止している州18州<sup>[163]</sup>を合わせても30州で、のこり20州<sup>[164]</sup>は18歳未満の者への死刑禁止を定めていない。その意味からすると、全米50州で、全ての死刑を禁止している州と18歳未満の者への死刑を禁止している州の割合は60%であり、圧倒的多数の州が18歳未満の未成年への死刑を禁止していると言いはない。そのためか、多数意見は、18歳が未成年と成人の境であると言う証拠に、全ての州が投票権を18歳としていること、陪審員となる年齢も全ての州で18歳以上であること、親の承諾なしに結婚できる年齢を18歳以上としている州が3州<sup>[165]</sup>を除く全ての州となっていることを挙げている。

このように、多数派は未成年と成人との区別は州立法でも18歳が基準になっていることを死刑執行年齢以外にも例を挙げて証明しようとしている。このことは、18歳未満の者への死刑禁止の立法がほ

[161] European Union, at12-13, President James Earl Carter, Jr., at9, Former U.S. Diplomats Morton Abramowitz, at7, Human rights Committee, at13-14

[162] Alaska, Hawaii, Iowa, Maine, Massachusetts, Michigan, Minnesota, North Dakota, Rhode Island, Vermont, West Virginia, Wisconsin

[163] California, Colorado, Connecticut, Illinois, Indiana, Kansas, Maryland, Montana, Nebraska, New Jersey, New Mexico, New York, Ohio, Oregon, South Dakota, Tennessee, Washington, Wyoming、死刑禁止を18歳未満とした年：1993年1州、1995年1州、1996年1州、1999年1州、2000年1州、2002年1州、2003年5州、2004年6州、2005年1州

[164] 最低年齢を明示していない州：Alabama, Arizona, Arkansas, Delaware, Florida, Georgia, Idaho, Louisiana, Mississippi, Oklahoma, Pennsylvania, South Carolina, Utah, 16歳未満の者への死刑を禁止している州：Kentucky, Missouri, Nevada, Virginia, 17歳未満の者への死刑を禁止している州：New Hampshire, North Carolina, Texas

[165] Georgia, Marylandが16歳、Mississippiが女子15歳、男子17歳、Nebraskaは19歳

とんど全ての州で行われてはいないことを表していると考えられる。

アトキンス事件では、精神薄弱被告に対する死刑禁止の制定法が急速に増加したという証拠があるため、人権条約は判決本文ではなく、脚注で述べられているに過ぎない。それに比べて、ローバー事件は、アトキンス事件に比べて、国内のコンセンサス形成の証拠として、州制定法だけでは不十分との認識が働いて、それを補強するために、人権条約や外国法をはじめとする国際的見解を本文中で述べているものと思われる。そのため、反対派からの攻撃もそれだけ激しいものになったのであろう。

しかし、このことは、圧倒的な国内のコンセンサスが形成されていない場合でも<sup>[166]</sup>、国際的コンセンサスが形成されている証拠を挙げることによって、国内のコンセンサスを補強できることを証明したものと見ることができよう。

## （２）最高法規としての国際人権法

現在、米国は人権条約として自由権規約を批准はしているが、大統領と上院によって非自動執行条約と位置づけられている。さらに、米国は自由権規約 6 条 5 項を留保している。それ故、当該条約は憲法の最高法規ではないことになる。また、米国は子どもの権利条約には批准していないので、この条約はもちろん国内的に効力はない。従って、これらの条約に規定されている 18 歳未満の者への死刑禁止の条項は、裁判所によって直接適用されないことになる。裁判所によって当該条項が直接適用されるためには、それが連邦憲法上最高法規としての慣習国際法になっているか、あるいは、ユス・コーゲンスである必要がある<sup>[167]</sup>。それらが最高法規として決定されると、裁判所は国際法を直接適用して判決を下すことになる。このことは国内法に国際法を織り込むことを意味する。

裁判所は 18 歳未満の者への死刑禁止を規定している条約条文を修正第 8 条の解釈として使用したが、憲法上の最高法規として直接適用はしなかった。では、18 歳未満の未成年への死刑禁止を規定している条項は、慣習国際法あるいはユス・コーゲンスとして裁判所が最高法規と認めることは可能であろうか。法廷の友の主張をもとに検討する。

### （ア）慣習国際法の可能性

まず、18 歳未満の者への死刑禁止が慣習国際法であるとの命題を検討する。

慣習国際法となるためには、国家慣行の継続と法的信念の 2 つの要素が必要だといわれる。18 歳未満の者への死刑が禁止されているという原則が慣習国際法だというためには、この 2 つの要素がクリアされていなければならない<sup>[168]</sup>。

第 1 の国家慣行の継続について、法廷の友は世界の多くの国は 18 歳未満の者への死刑を禁止している法律を制定しているか、あるいは、実際には死刑が行われていないという現状を指摘する<sup>[169]</sup>。

法廷の友は上訴書面で、1990 年以降、国連加盟国 191 カ国中 8 カ国が 18 歳未満の者へ死刑を執行したが、ローバー対サイモンズ判決の時までに、米国を除く、7 カ国は死刑執行を実施していないと述べている。この点、裁判所も同様の意見を展開している。従って、このような事実から、18 歳未満の者への死刑執行禁止は、世界のほとんど全ての国によって支持され、しかも、その状態が継続してい

[166] ローバー事件時には 18 歳未満の死刑禁止の州は全体の 60% であった。

[167] パケット・ハバナ事件で、連邦最高裁は、慣習国際法は我が国の法の一部であり、適当な管轄権を有する裁判所によって確定され、適用されなければならない、と判示した。The *paquete Habana*, 175 U.S. 677, at 700 (1900)

[168] Allyssa D. Wheaton-Rodriguez, *The United States' Choice to Violate International Law by Allowing The Juvenile Death Penalty*, 24 *Hous. J. Int'l L.*, 209, at 218

[169] *Id.*, at 218-219

るので、国家慣行の継続という要素はクリアできると法廷の友は主張する。

第2の要素である法的信念についてはどうであろうか。

18歳未満の者への死刑を禁止している国が、死刑禁止が慣習国際法に従って義務的であると信じているが故に、そのような政策をとっているかどうか問題となる<sup>[170]</sup>。

このことの証明として、法廷の友は4つの国際人権条約を挙げる。自由権規約6条5項、子どもの権利条約37条、戦時における文民保護に関するジュネーブ条約68条、人権に関する米州条約4条5項である。

大多数の国がこれらの条約のいずれかに署名、批准しているので、この事実を持って、18歳未満の者への死刑禁止が慣習国際法になっていることを国家が認めているとする。

そして、条約に加えて、国連人権委員会や米州人権委員会も18歳未満の者への死刑禁止は慣習国際法であると声明していると法廷の友は述べる。

人権委員会は米国の自由権規約6条の留保につき、留保は条約の目的から無効であると結論しているが、これも法廷の友は未成年への死刑禁止は慣習国際法だという証拠に挙げている。

また、子どもの権利条約については、米国は同条約に署名している（批准はしていない）ので、条約法条約によって署名国は条約趣旨と目的に反する行為を慎むことが要求される。

しかし、ある国家が一貫して慣習国際法成立に反対している場合はどうであろうか。その場合は、当該国には慣習国際法を適用しないというのが通説である。米国は果たして18歳未満の者への死刑廃止を一貫して反対している国であろうか。ウィートン・ロドリゲスは、米国は18歳未満の者への死刑廃止に一貫して反対していない<sup>[171]</sup>という。それは次の理由による。①米国は人権に関する米州条約の草案作成時に、18歳未満の者への死刑禁止に反対しなかった。②米国は4つのジュネーブ条約の署名、批准時に18歳未満の者への死刑禁止に反対しなかった。③米国は批准をしなかったが、18歳未満の者への死刑禁止条項が含まれている子どもの権利条約に署名した<sup>[172]</sup>。従って、これらの事実から米国は18歳未満の者への死刑禁止に対し、継続して否認していないので、一貫して反対している国とは言えないという<sup>[173]</sup>。

このように、18歳未満の者への死刑禁止は広く法と慣行によって受け入れられているので、それは慣習国際法の規則となっていると法廷の友は主張する。18歳未満の者への死刑禁止原則は以上の証拠から考察すると、法廷の友が主張しているように慣習国際法となっていると結論されよう。

#### (イ) ユス・コーゲンスの可能性

次に18歳未満の者への死刑禁止はユス・コーゲンスになっているという主張を見てみよう。

条約法条約53条には、「いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認めるもの」として、ユス・コーゲンスを定義している。ユス・コーゲンスは慣習国際法と違い、一貫して反対する国によっても無効とすることができない。

条約法条約によると、ユス・コーゲンスと認められるには、4つの基準をクリアしなければならない

[170] Id., at219

[171] Id., at221

[172] Id.

[173] Id.

[174] Id., at223

いとされる<sup>[174]</sup>。①一般国際法の規範であること、②国際社会全体によって受け入れられること、③いかなる逸脱も許されないこと、④後に成立する同一の性質を有する一般国際法規範によってのみ変更できること<sup>[175]</sup>である。

従って、18歳未満の者への死刑禁止がユス・コーゲンスだというためには、上記4つの基準をクリアすることが必要である<sup>[176]</sup>。これについても、法廷の友は逐一証明していくが、内容としては、慣習国際法の証明と同じ論法あるいは同じ証拠を挙げている<sup>[177]</sup>。

18歳未満の者への死刑禁止がユス・コーゲンスであるとの主張は、米州人権委員会がドミンゲス対米国事件で、18歳未満の未成年被告に死刑を執行することは国際法の強行法規、すなわちユス・コーゲンス規則に違反する<sup>[178]</sup>と判示した中に見出される。同委員会はロドリゲス事件で、ユス・コーゲンス規則として、この死刑禁止規則は米国を含む米州機構の全国家を拘束し、条約によっても1国の反対によっても逸脱できないと強調する<sup>[179]</sup>。

さらに、委員会は、米国政府は18歳未満の者への死刑禁止規則から免れるために、一貫して反対する原則を主張できないことは明らかであると述べている<sup>[180]</sup>。

米州人権委員会は、ロドリゲス事件で述べた見解をナポレオン・ビーズレイ事件、ゲーリー・グラハム事件、ダグラス・トマス事件で再確認している<sup>[181]</sup>。

18歳未満の者への死刑禁止規則がユス・コーゲンスであるとの言及は米州人権委員会の判決に止まっているが、18歳未満の者への死刑を執行している国が国際社会で米国1カ国だけであるとの現状を踏まえれば、それをユス・コーゲンスだとする主張も決して不可能ではないであろう。

## おわりに

ローパー判決後、裁判所が国際法を使用するのに反対する2つの立法が下院議員から出された<sup>[182]</sup>。それは、アメリカの独立再確認法<sup>[183]</sup>と憲法復活法<sup>[184]</sup>であり、前者は外国政府の見解は憲法の基本的な意味を解釈する場合には用いない<sup>[185]</sup>、後者はアメリカ国民に外国の意思を押しつけないように憲法を解釈するのは裁判官の義務だ<sup>[186]</sup>という内容である。

このように、ローパー判決が米国国内に与えた影響は大きかった。ローパー判決は国際人権法、とりわけ、米国が批准していない子どもの権利条約あるいは留保している条項が米国裁判史上初めて憲法解釈の手段として本文中に採用されたことに意義があった。しかも、国際人権法が判決の重要な部分を構成していると言う点でも注目される。これまではどちらかという、国内のコンセンサスを吟味して、それに付け加える形で、脚注で国際人権法が引用されていたに過ぎなかったが、ローパー判

[175] the Human Rights Committee, at13

[176] Wheaton-Rodriguez, at223

[177] the Human Rights Committee, at13-25

[178] the European Union, at19, President James Earl Carter, at4, former U.S. Diplomats, at14

[179] the European Union, at20, former U.S. Diplomats, at14

[180] the European Union, at20

[181] the European Union, at20-21, President James Earl Carter, at4

[182] Arvin, at227

[183] The Reaffirmation of American Independence Act, H.R.568, 108th Cong. (2004)

[184] The Constitution Restoration Act, S.520, 109th Cong. (2005)

[185] Arvin, at228

[186] Id., at228-229

決では、国内のコンセンサスの不十分さを国際人権法で補強している点に特徴がある。

ローパー判決は、18歳未満の者への死刑禁止の理由付けに国際人権法を援用することによって、連邦最高裁判所が国際社会の見解を支持したこと、あるいは、米国憲法の解釈として国際的見解を用いることに対する批判に風穴を開けたということが指摘できるであろう。

### \* 参考論文

- Alford, Roger P., *Roper v. Simmons and Our Constitution in International Equipose*, 53 *UCLA L. Rev.* 1
- Garlitz, Janine D., *The Abolition of The Juvenile Death Penalty in Roper v. Simmons*, 30 *Nova L.Rev.* 473
- Gerety, Corina D., *Roper v. Simmons and The Role of International Laws, Practices and Opinions in United States Capital Punishment Jurisprudence*, 4 *Chinese J. Int'l L.* 565, November 2005
- Glass, Robert F., *Roper v. Simmons: A Dead-End for The Juvenile Death Penalty*, 57 *Mercer L. Rev.* 1341, Summer 2006
- Heisler, Richard, *The Kids are Alright: Roper v. Simmons and The Juvenile Death Penalty*, 34 *Sw. U. L. Rev.* 25
- Koh, Harold Hongju, *Paying “Decent Respect” to World Opinion on The Death Penalty*, 35 *U.C. Davis L. Rev.* 1085
- Pober, Catherine B., *The Eighth Amendment’s Proscription Against Cruel and Unusual Punishments Requires A Categorical Rejection of The Death Penalty as Imposed on Juvenile Offenders Under The Age of Eighteen: Roper v. Simmons*, 44 *Duq. L. Rev.* 121, Fall 2005
- Racusin, Philip D., *Looking at The Constitution Through World-Colored Glasses: The Supreme Court’s Use of Transnational Law in Constitutional Adjudication*, 28 *Hous. J. Int'l L.* 913
- Rowe, Julie, *Mourning The Untimely Death of The Juvenile Death Penalty: An Examination of Roper v. Simmons and The Future of The Juvenile Justice System*, 42 *Cal. W. L. Rev.* 287
- Shultz, Michael J., *Finding Consensus While Footnoting The “Opinions of Mankind” : Roper v. Simmons and The Proper Role of International Consensus in United States Eighth Amendment Jurisprudence*, 45 *Washburn L. J.* 233, Fall 2005
- Steiker, Jordan, *United States: Roper v. Simmons*, 4 *Int'l J. Const. L.* 163
- Weisburd, A. Mark, *Roper and The Use of International Sources*, 45 *Va. J. Int'l L.* 789

\* 本稿は平成18年度在外研究による成果の一部である。